

医療費などの助成制度

医療費公費負担制度

制 度	対 象	給付の 範囲	助成の範囲
未熟児 養育医療 	指定養育医療機関で入院治療している ①2,000g以下 ②2,000g超で特に生活力が弱い 1歳未満の赤ちゃん	医療費 及び 食事療養費	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定。 ※子ども医療受給者証との併用により、指定養育医療機関で治療される場合の保険診療にかかる窓口払いは発生しません。
自立支援医療 (育成医療) 	指定自立支援(育成医療)医療機関で治療を行う予定の者(身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来生活に支障を来す恐れのある児童)で、審査により認定された18歳未満の者。	医療費 及び 治療用補装具費等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則1割ですが、世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担上限月額が決定されます。
小児慢性特定疾病医療 	指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を行う予定の者で、国で定める疾病・対象基準に該当し、審査により認定された18歳未満の者。 ※ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで延長可能。	医療費 及び 食事療養費 日常生活用具費 	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則2割ですが、世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担上限月額が決定されます。
結核児童 療育医療	指定療育医療機関で小児結核により入院治療を受ける必要のある18歳未満の者。	医療費 及び 日用品・学習品等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定されます。



対象となるお子さんの保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で助成します。申請についての詳細は子育て給付課までお問い合わせください。

【このページに関するお問い合わせ先】

子育て給付課

住 所 : 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎3階

T E L : 088-823-9447

対応時間: 平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

福祉医療費助成制度

制 度	対 象	助成の範囲	給付方法
ひとり親 家庭医療 (子育て給付課) 	ひとり親家庭の母または父と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童等)で所得税の非課税世帯。		
子ども 医療 (子育て給付課) 	中学生までの児童の入院、通院(所得制限なし)		
重度心身 障害児 (者)医療 (障がい福祉課) ※18歳未満	①身体障害者手帳1級または2級所持の児童 ②療育手帳A1またはA2所持の児童 ③身体障害者手帳3級または4級と療育手帳B1合併障害の児童	保険診療の自己負担相当額 (高額医療費を除く)	現物給付 (一部現金給付)
重度心身 障害児 (者)医療 (障がい福祉課) ※18歳以上	①身体障害者手帳1級または2級所持の者 ②療育手帳A1またはA2所持の者 ※ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに受給資格を取得した方については市町村民税非課税世帯の方が助成対象。	}  重症心身障害児・者は、こちらをアクセス	



対象となるお子さんの医療費の自己負担分を助成します。申請についての詳細は、各問い合わせ先へお問い合わせください。

【このページに関するお問い合わせ先】

子育て給付課 / 障がい福祉課

T E L: 088-823-9447 (子育て給付課)

088-823-9053 (障がい福祉課)

対応時間: 平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

自立支援医療 / 精神通院医療

対象

- 精神疾患(てんかん、発達障害を含む)を有する方で、継続的な精神通院医療が必要な方。

助成の範囲

申請時に指定した病院・薬局・訪問看護等の医療費の自己負担分が原則1割になります。



対象となる方の精神通院医療費が原則1割負担となります。申請についての詳細は、下記までお問い合わせください。

※申請については、通院先の病院が手続きをお手伝いしてくださる場合もありますので、通院先の主治医や医療相談室にご相談ください。

【このページに関するお問い合わせ先】

健康増進課(精神・難病担当)

住 所： 高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター1階

T E L： 088-803-8005

対応時間： 平日8:30~17:15

(12:00~13:00、祝日、年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



主な手当



- 手当は、次のようなものがあります。
障害児福祉手当 ・ 特別児童扶養手当 ・ 高知県重度心身障害児療育手当
- それぞれ支給条件や対象者、手当の額が異なりますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

障害児福祉手当

対象

- 20歳未満であって、身体または精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある方。
- ※ ただし、手当を受けることができない施設に入所中の方は対象外です。
(詳細は、下記QRコードから、ホームページまたは障害福祉のしおりをご確認ください。)

支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。
 - ・ 障害を支給事由とする年金を受給している場合
 - ・ 受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合
※ 1月から6月までの間に認定を請求する場合は前々年の所得
 - ・ 公害被害補償法・予防接種法の手当を受給している場合

申請方法・窓口

- 高知市障がい福祉課まで、申請をお願いします。手続きに必要な書類や持ち物は、ホームページまたは障害福祉のしおりをご確認ください。

手当金額・支給方法

- 月額 16,100円 (令和7年4月現在)
- 年4回払い(2月・5月・8月・11月)。口座振替により、支給されます。

【このページに関するお問い合わせ先】

障がい福祉課 医療福祉担当

住 所 : 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎1階

T E L : 088-823-9053

対応時間: 平日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



特別児童扶養手当



対象

- 精神、知的または身体障害等（内部障害も含む）で政令に定める程度以上にある、20歳未満の児童を監護している父母または養育者に対して支給されます。

支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。
 - ・ 児童福祉施設等に入所している場合
 - ・ 障害を支給事由とする年金を受給している場合
 - ・ 受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合
- ※1月から6月までの間に認定を請求する場合は前々年の所得

申請方法・窓口

- 高知市障がい福祉課まで、申請をお願いします。手続きに必要な書類や持ち物は、ホームページまたは障害福祉のしおりをご確認ください。

手当金額・支給方法

- 1級 月額 56,800円（令和7年4月現在）
2級 月額 37,830円（令和7年4月現在）
- 年3回払い（4月・8月・11月）。口座振替により、支給されます。

高知県重度心身障害児療育手当



対象

- 障害児福祉手当を受けていない、18歳未満の重度心身障害児を監護する保護者に対して支給されます。

支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。
 - ・ 児童福祉施設等に入所している場合

手当金額・支給方法

- 月額 7,300円（令和7年4月現在）
- 年3回払い（3月・7月・11月）。口座振替により、支給されます。

各種割引・減免

税の減免・運賃割引等



種類	問い合わせ先	
所得税	国税相談専用ダイヤル	TEL:0570-00-5901
相続税		
贈与税		
住民税	市民税課	TEL:088-823-9421
自動車税種別割	高知県中央東県税事務所	TEL:088-866-8510
軽自動車税	市民税課	TEL:088-823-9423
非課税貯蓄制度	金融機関の窓口	

交通



種類	問い合わせ先	
在宅重度障害者移動支援事業 (タクシー・ガソリン)	障がい福祉課 医療福祉担当	TEL:088-823-9053
JR・私鉄・国内航空・タクシー・ バス等の運賃割引について	各窓口へお問い合わせ ください。	
有料道路通行料金の割引	障がい福祉課 管理担当	TEL:088-823-9056
駐車場の料金の割引 ①高知市営駐車場 ②はりまや地下駐車場 ③高知市文化プラザかるぽーと 駐車場	①都市建設総務課 ②TFI株式会社 ③高知市文化プラザ かるぽーと	TEL:088-823-9216 TEL:088-871-0990 TEL:088-883-5011
駐車禁止除外指定車標章の交付	高知警察署 高知南警察署 高知東警察署 南国警察署 土佐警察署	TEL:088-822-0110 TEL:088-834-0110 TEL:088-866-0110 TEL:088-863-0110 TEL:088-852-0110
こうちあったかパーキング制度	高知県障害福祉課	TEL:088-823-9633

公共料金

種類	問い合わせ先	
NHK放送受信料の免除 	【身体・知的障害者】 障がい福祉課 管理担当	TEL:088-823-9056
	【精神障害者】 健康増進課 精神難病担当	TEL:088-803-8005
	NHK高知放送局 営業部	TEL:088-823-2301
点字郵便物の無料扱い	日本郵便株式会社 および郵便局	
公立施設の入場料などの免除	各施設の入場券 発売窓口	
NTT番号案内料の無料設置	NTT西日本 ふれあい案内担当	TEL:0120-104-174



※ 手帳の交付や各種手当、日常生活用具などの障害福祉制度をまとめた冊子「障害福祉のしおり」を窓口で配布しています。



※ また、最新版の「障害福祉のしおり」は、高知市障がい福祉課のホームページでもご覧いただけます。

高知市障がい福祉課HP

詳しくは
こちらへ

